

○国有林野を自然エネルギーを利用した発電等施設の用に供する場合の取扱いについて

〔平成13年9月7日 13林国業第65号
林野庁長官より各森林管理局長あて〕

〔最終改正〕令和3年3月10日 2林国業第246号

近年、地球温暖化問題等地球規模での環境問題が深刻化する中で、再生可能なエネルギーである風力、水力、バイオマス等の自然エネルギーの利用を促進することに対する期待が高まっている。

我が国の森林の3割を占める国有林野には、風力、小水力、森林バイオマス等の再生可能な自然エネルギー資源が豊富に賦存しており、今後、地球温暖化の防止や地域振興等の観点からも、これらの自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いを下記のとおり定めたので、「貸付け、分収造林、共用林野等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、「国有林野を風力発電の用に供する場合の取扱いについて」（平成12年3月24日付け12林野業第44号林野庁長官通知）は廃止する。

記

1 対象とする発電の種類

(1) 風力発電

(2) 小水力発電

ダムの建設を伴わない水力発電であって、最大出力がおおむね5,000kw以下のもの

(3) 木質等バイオマス発電

間伐材、林地残材等の木質バイオマス若しくはもみ殻、稲わら等の農業バイオマス又はこれらのバイオマスを原料とする燃料を利用した発電（ただし、木質等バイオマス以外の一般廃棄物又は産業廃棄物に木質等バイオマスが混入した状態のものを原料とする発電は除く。）

(4) 太陽光発電

(5) 地熱発電

2 対象施設

1の発電に伴い国有林野を貸し付け、又は使用させることができる施設（以下「発電等施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設
- (2) 管理道路等の施設
- (3) 風況等自然エネルギー資源の賦存状況を調査するための観測施設

3 貸し付け、又は使用させる対象地

貸し付け、又は使用させる対象地は、次の条件の全てを満たすものとする。

- (1) 国有林野の管理経営上支障がないこと。
- (2) 土地利用規制等の各種法令による必要な許認可等が得られる十分な見込みがあること。
- (3) 自然エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて自然エネルギー利用による発電等施設の設置に適した立地であること。
- (4) 自然エネルギー利用による発電等施設の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと。
- (5) 対象地が所在する市町村長の同意が得られていること。ただし、4の(1)のAの場合において、対象地が所在する市町村が発電等施設の用に供する場合又は4の(1)のウの場合において、当該事業が対象地が所在する市町村が定める計画等に位置付けられている場合は、当該市町村長の同意が得られているものとみなす。

4 貸し付け、又は使用させる場合

- (1) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第7条第1項第1号に該当する場合

具体的には、次のいずれかの場合

ア 地方公共団体が発電等施設の用に供する場合

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号に規定する送電事業者又は発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設の設置者（以下「電気事業者」という。）が発電等施設の用に供する場合

ウ 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（イに該当するものを除く。）又は一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続する最大の電力（以下「接続最大電力」という。）のうち小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業（以下「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（以下「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が1万キロワット以下若しくは出力が千キロワット未満である電気工作物による発電の用に供するもので、次の要件を満たす場合

- ① 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が50パーセント（出力が10万キロワットを超える場合にあっては、10パーセント）を超えると

見込まれること。

- ② 電力量（発電に係る電気の量をいう。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が50パーセント（出力が10万キロワットを超える場合にあっては、10パーセント）を超えると見込まれること。

エ 電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業の用に供する場合

オ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業としての土地改良区が行う発電等施設の用に供する場合

カ 予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の規定に基づき随意契約によって国有林野の産物又は国有財産を売り払う場合等について（平成25年3月29日付け24林国管第172号林野庁長官通知）別紙1の別紙の第1の（二）の2の（1）のトに該当する場合（上記アからエまでを除く。）

キ 自然エネルギーを利用した発電に必要となる、民間事業者が行う熱供給や蒸気供給等のエネルギー供給事業の用に供するもので、次の要件を満たす場合

- ① 供給先が、上記ア～オのいずれかに該当するもの（国有林野以外で行うものも含む。）であること。
- ② 事業終了後の施設の撤去等について、発電を行う者と当該エネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確であること又は当該エネルギー供給事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められること。

（2）管理経営法第7条第1項第5号に該当する場合

具体的には、予決令第99条第6号（予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるため、随意契約によることができる場合）に該当する場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 農林水産物の生産又はその生産物の加工を行うための施設に電力を供給することを主たる目的として、直接当該施設の運営に当たる農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等が行う発電等施設の用に供する場合

イ 電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業、同項第14号に規定する発電事業（4の（1）のイに該当するものを除く。）又は小売電気事業等用接続最大電力の合計が1万キロワット以下若しくは出力が千キロワット未満である電気工作物による発電の用に供するもので、小売電気事業等の用に供することを主たる目的とする場合

ウ その他当該地域における自然エネルギー資源の賦存状況等を勘案し、国有林野の有効活用の推進又は地域振興に資すると認められる場合

5 貸付料又は使用料

貸付料又は使用料については、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3

月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達)の定めるところによることとする。

ただし、国有林野を自然エネルギーを利用して発電した電力の送電の用に供する場合には、架空電線路の用に供するための国有林野等の使用に関する協定の実施について(昭和36年3月31日付け36林野政第713号林野庁長官通達)に定めるところによるものとする。

6 その他

自然エネルギー利用による発電等施設の用に供するために国有林野を貸し付け、又は使用させるに当たっては、当該施設が地域資源等としても活用されることにより地域振興に寄与できるよう、必要に応じ、遊歩道、案内板等の見学施設の整備等について貸付け又は使用の相手方を指導するものとする。

7 経過措置

平成21年3月31日以前に構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において、一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が国有林野を発電等施設の用に供する場合については、なお従前の例による。